

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

現行						改正						改正理由																																																																								
<p>本則</p> <p>(無期労働契約に転換するための審査)</p> <p>第3条の2 別表第7号及び第9号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農学研究院</td> <td>農学府及び農学部を兼務する助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工学研究院</td> <td>工学府及び工学部を兼務する助教及び助手</td> <td>5年。ただし、再任の場合にあっては5年以上とする。</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工学府</td> <td>国立大学法人東京農工大学大学院工学府</td> <td>3年。ただし、再任の</td> <td>再任可。ただし、</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>						番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以上とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号	4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府	3年。ただし、再任の	再任可。ただし、	法第4条第1項第1号	<p>本則</p> <p>(無期労働契約に転換するための審査)</p> <p>第3条の2 別表第7号、第9号及び第11号に掲げる教育研究組織及び職において任期付教員が、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から任期の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という。)への転換を希望する場合は、無期労働契約に転換するための審査を行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>教育研究組織の名称</th> <th>対象となる職</th> <th>任期</th> <th>再任に関する事項</th> <th>根拠規程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>農学研究院</td> <td>農学府及び農学部を兼務する助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>農学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>工学研究院</td> <td>工学府及び工学部を兼務する助教及び助手</td> <td>5年。ただし、再任の場合にあっては5年以上とする。</td> <td>再任可。ただし、1回限りとする。</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>工学研究院</td> <td>生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手</td> <td>5年</td> <td>再任不可</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>工学府</td> <td>国立大学法人東京農工大学大学院工学府</td> <td>3年。ただし、再任の</td> <td>再任可。ただし、</td> <td>法第4条第1項第1号</td> </tr> </tbody> </table>						番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程	1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以上とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号	4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府	3年。ただし、再任の	再任可。ただし、	法第4条第1項第1号	
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																																																															
1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																																																															
2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																																																															
3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以上とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号																																																																															
4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																																																															
5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府	3年。ただし、再任の	再任可。ただし、	法第4条第1項第1号																																																																															
番号	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠規程																																																																															
1	農学研究院	農学府及び農学部を兼務する助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																																																															
2	農学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																																																															
3	工学研究院	工学府及び工学部を兼務する助教及び助手	5年。ただし、再任の場合にあっては5年以上とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号																																																																															
4	工学研究院	生物システム応用科学府を兼務する助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号																																																																															
5	工学府	国立大学法人東京農工大学大学院工学府	3年。ただし、再任の	再任可。ただし、	法第4条第1項第1号																																																																															

		産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	場合にあつては3年以上とする。	2回限りとする。	
6	農学部（附属施設を含む。）	助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
7	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年。ただし、再任の場合にあつては5年以上とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
9	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
10	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号
		産業技術専攻に勤務する教育職員の就業に関する特例規程第2条の適用を受ける教授、准教授及び講師	場合にあつては3年以上とする。	2回限りとする。	
6	農学部（附属施設を含む。）	助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
7	大学教育センター	教授、准教授、講師及び助教	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
8	先端産学連携研究推進センター	教授及び准教授	5年。ただし、再任の場合にあつては5年以上とする。	再任可。ただし、1回限りとする。	法第4条第1項第1号
9	総合情報メディアセンター	教授、准教授、講師、助教及び助手	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
10	グローバルイノベーション研究機構	スーパー教授	5年を超えない範囲	再任不可	法第4条第1項第1号
11	保健管理センター	講師（カウンセラーに限る。）	5年	再任不可	法第4条第1項第1号

附 則（教規程第46号）

この規程は、平成27年5月1日から施行する。